

## 統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）案

### 1 統計作成プロセス診断の趣旨・目的

公的統計は、行政はもとより国民が合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報として、確かな統計技術に基づく適切なプロセスを経て作成され、国民から信頼されるものであることが必要である。

そのためには、統計作成府省が、自律的・主体的に、公的統計の総合的品質管理の考えに基づいて公的統計のPDCAサイクル※1を繰り返すことが必要であり、これにより、統計作成プロセスの水準を段階的に向上させ、公的統計の品質※2の確保・向上を図ることが必要である。

#### ※1 公的統計のPDCAサイクル

P：調査計画の策定や業務マニュアル等の整備

D：調査計画や業務マニュアル等に基づいて統計作成業務を遂行

C：統計作成業務の実施状況について、成果物・実施記録等を活用し、調査計画や業務マニュアル等に照らして点検・評価

A：点検・評価の結果に基づき、統計作成業務（統計作成プロセス）の見直し・改善を行い、調査計画や業務マニュアル等を整備・充実・見直し

#### ※2 公的統計の品質保証に関するガイドライン（平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ）別紙1参照

⇒ [注記] 今後、上記ガイドラインやPDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ）等を改定し、各別紙も含め統合することにつき、各府省にご相談させていただく想定

統計作成プロセス診断は、PDCAサイクルの体系的かつ効果的な実行を通じ、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、総務省において採用された統計監理官が、専門的かつ客観的立場から、必要とされる確認等※3を行い、その結果に基づき、統計作成府省に助言等を行う活動である。

#### ※3 「5 統計作成プロセス診断の実施方法等」で述べる確認

また、統計作成プロセス診断を通じて把握された改善事例などの好事例については、総務省を通じて府省横断的に横展開することにより、統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクルの取組を一層促進することが求められる。

### 2 統計作成プロセス診断の対象範囲

統計作成プロセス診断は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第5項に規定する統計調査に係る統計の作成プロセス及びマネジメントの状況をその対象範囲とする。

※ ただし、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（令和4年8月統計委員会建議）を踏まえ、当面は同法同条第6項に規定する基幹統計調査により作成される基幹統計を優先する。

### 3 統計作成プロセス診断の実施体制

統計作成プロセス診断は、次に掲げる者のうちから、総務省が別途定める規程に基づき任用する「統計監理官」により構成される診断チームによって実施する。

- i) 品質管理の実務家
- ii) 品質管理の研究者等の専門家
- iii) 公的統計の実務経験者

総務省は、持続可能な診断の実施体制の確保に努めるとともに、統計監理官の定期的なミーティング等を通じ、診断に係る共通認識の醸成、診断を通じて得られた知見・ノウハウの共有等を図り、統計監理官の力量の維持・向上に努める。

総務省は、統計作成プロセス診断の実施に際しては、総務省から各府省に派遣されている統計品質管理官と連携する。

### 4 統計作成プロセス診断の基準

統計作成プロセス診断は、公的統計の品質確保に向け、個々の統計作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し実施することが求められる（必須）、あるいは実施することが望ましい（推奨）事項を定めた「要求事項」（別紙）に沿って実施する。

### 5 統計作成プロセス診断の実施方法等

（実施時期）

統計作成プロセス診断は、個々の統計について、統計作成府省によるPDC Aサイクル実施のどの段階にあるかを踏まえ、効果的と判断される時期に計画的に実施する。

具体的には、統計作成府省が点検・評価（＝C）を行い、当該点検・評価結果の決定に当たって統計幹事の了承を得るまでの間に実施することを基本に、統計作成府省における点検・評価実施計画を踏まえ、総務省が診断の実施計画を策定・更新する。

（実施方法）

診断チームが、個々の公的統計の作成プロセスにおけるマネジメント、方法、手順等に関し、統計作成府省によるPDC Aサイクルの実施過程におけるアウトプットなどの提供資料、当該府省へのヒアリングや意見交換などによる情報等に基づいて「要求事項」への適合状況を客観的に確認する。

その際、診断チームは、積極的に評価できる、P D C Aサイクルを通じた改善例など各府省に横展開すべき「好事例」を把握する。

診断チームは、上記確認に基づき、統計作成府省による継続的な品質管理の取組の更なる充実・実効性確保が図られ、統計作成プロセスの水準の向上につながるよう、助言等の内容を取りまとめる。

その際、診断チームは、統計作成府省の統計幹事の求めに応じ、例えば、統計精度の更なる向上に向けた調査計画の技術的な支援などに関し、総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」を行う。

診断チームは、診断の実施過程において、府省との十分なコミュニケーションを図る。また、上記取りまとめに当たっては、当該診断を担当する診断チーム以外の統計監理官の意見を聴くことが望ましい。

総務省は、統計作成府省に診断チームが取りまとめた助言等を提供する。

#### (実施結果の活用)

統計作成府省は、点検・評価結果に、当該点検・評価に際し行われた統計作成プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、当該点検・評価結果を総務省に提出し、総務省は、当該点検・評価結果をe-S t a tに掲載する。

なお、統計作成府省は、過去に行われた統計作成プロセス診断における助言等を活用した改善の方向性等のフォローアップも含め点検・評価を実施し、取りまとめる。

総務省は、必要に応じて、点検・評価結果のe-S t a t掲載時や調査計画の承認審査時に助言等への対応状況をフォローアップする。また、診断を通じて得られた改善例などの好事例を、適宜、府省横断的に横展開する。

総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、各府省の点検・評価の取組状況とともに定期的に統計委員会（統計作成プロセス部会）に概要を報告する。

## 6 その他

総務省は、統計作成プロセス診断を取り巻く状況やその実施状況を踏まえ、適宜、本方針（フレームワーク及び別紙「要求事項」）の見直しを行うものとする。

また、総務省は、本方針（フレームワーク及び別紙「要求事項」）に対し、各種ガイドライン等の改正を、適宜、その都度反映する。

## 公的統計の品質保証に関するガイドライン

平成 22 年 3 月 31 日  
改定 平成 31 年 4 月 26 日  
統計企画会議申合せ

## 1 目的

「公的統計の品質」とは、正確性のみならず、利用者ニーズの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などを含む概念である。(以下略)

## 3 基本原則

## (1) 公的統計の品質

公的統計の品質とは、①社会経済の実態を可能な限り正しく表す「正確性」ととどまらず、②利用者のニーズを可能な限り満たす「ニーズ適合性」、③作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される「適時性」など、様々な要素から構成されるものである。

本ガイドラインでは、公的統計の品質を、別紙1のとおり定義した品質要素から構成されるものと整理し、これらの要素を品質表示・評価を行う上での指標とする。この品質要素については、多くの国及び国際機関において採用されるなど、一定の普遍性を有していると考えられる要素を「主要要素」、その他品質保証を行う上で必要と考えられる要素を「補足的要素」として設定する。

別紙1

## 公的統計の品質要素及び定義

要素		定義
主要要素	ニーズ適合性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。 (注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定
	正確性	社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。
	適時性	作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。
	解釈可能性・明確性	利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。
補足的要素	信頼性	統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。
	整合性・比較可能性	関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。
	アクセス可能性	基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。
	効率性	費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。